

佐倉市八街市酒々井町消防組合告示第6号

平成27年3月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成27年3月19日

佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者 蕨 和 雄

- 1 期 日 平成27年3月26日(木) 午後2時30分 開議
- 2 場 所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部講堂

○平成27年3月26日

○現在議員12名で次のとおり

| | | | | |
|-----|---|---|---|---|
| 1番 | 柏 | 木 | 惠 | 子 |
| 2番 | 桐 | 生 | 政 | 広 |
| 3番 | 望 | 月 | 清 | 義 |
| 4番 | 三 | 橋 | 秀 | 夫 |
| 5番 | 杉 | 原 | | 芳 |
| 6番 | 中 | 田 | 眞 | 司 |
| 7番 | 林 | | 政 | 男 |
| 8番 | 湯 | 淺 | 祐 | 徳 |
| 9番 | 福 | 田 | | 守 |
| 10番 | 平 | 澤 | 昭 | 敏 |
| 11番 | 越 | 川 | 廣 | 司 |
| 12番 | 宮 | 野 | 孝 | 雄 |

平成27年3月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会

○議事日程

平成27年3月26日（木曜日）午後2時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第5号を一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 質疑、討論、採決

議案第4号 質疑、討論、採決

議案第5号 質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 諸般の報告
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 議案第1号から議案第5号の上程、説明
6. 議案第1号の質疑、討論、採決
7. 議案第2号の質疑、討論、採決
8. 議案第3号の質疑、討論、採決
9. 議案第4号の質疑、討論、採決
10. 議案第5号の質疑、討論、採決
11. 閉 会

○出席議員（12名）

| | | | | |
|-----|---|---|---|---|
| 1番 | 柏 | 木 | 惠 | 子 |
| 2番 | 桐 | 生 | 政 | 広 |
| 3番 | 望 | 月 | 清 | 義 |
| 4番 | 三 | 橋 | 秀 | 夫 |
| 5番 | 杉 | 原 | | 芳 |
| 6番 | 中 | 田 | 眞 | 司 |
| 7番 | 林 | | 政 | 男 |
| 8番 | 湯 | 淺 | 祐 | 徳 |
| 9番 | 福 | 田 | | 守 |
| 10番 | 平 | 澤 | 昭 | 敏 |
| 11番 | 越 | 川 | 廣 | 司 |
| 12番 | 宮 | 野 | 孝 | 雄 |

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | | |
|---------------|---|---|-----|---|
| 管 理 者 | 蕨 | | 和 | 雄 |
| 副 管 理 者 | 北 | 村 | 新 | 司 |
| 副 管 理 者 | 小 | 坂 | 泰 | 久 |
| 会 計 管 理 者 | 小 | 林 | 雅 | 美 |
| 消 防 長 | 今 | 井 | 定 | 男 |
| 次 長 | 高 | 橋 | 秀 | 樹 |
| 総 務 課 長 | 豊 | 田 | 光 | 弘 |
| 予 防 課 長 | 石 | 井 | 美 智 | 夫 |
| 警 防 課 長 | 太 | 田 | 文 | 和 |
| 指 揮 指 令 課 長 | 山 | 本 | | 稔 |
| 佐 倉 消 防 署 長 | 清 | 宮 | 光 | 雄 |
| 志 津 消 防 署 長 | 大 | 島 | 立 | 美 |
| 八 街 消 防 署 長 | 高 | 山 | 文 | 男 |
| 酒 々 井 消 防 署 長 | 岩 | 瀬 | 孝 | 行 |

○議会事務局出席職員氏名

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 書 | 記 | 長 | 鈴 | 木 | | 薫 |
| 書 | | 記 | 深 | 澤 | 則 | 広 |
| 書 | | 記 | 岩 | 竹 | 雅 | 子 |

◎開会及び開議の宣告

(午後 2時40分)

○議長（桐生政広） はじめに、佐倉市秘書広報課より組合議会臨時会において議場における写真撮影の依頼があり、消防職員が撮影のため入室することを許可いたしましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員は、12名であります。

したがって、平成27年3月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎諸般の報告

○議長（桐生政広） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員より例月出納検査の結果について報告がありましたので、お手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（桐生政広） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第73条の規定により、議席番号8番、湯浅祐徳議員、議席番号9番、福田 守議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（桐生政広） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（桐生政広） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

◎議案第1号から議案第5号の上程、説明

○議長（桐生政広） 日程第3、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第5号までの5件を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（桐生政広） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第5号までの5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者。

(管理者 藤 和雄 登壇)

○管理者(藤 和雄) 本日ここに平成27年3月組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともご多忙にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚く感謝申し上げます。

それでは、ただいまから本臨時会に提案をいたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、行政手続法の一部を改正する法律が公布され、新たな制度を規定することから本条例の一部を改正いたそうとするものでございます。

議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が公布され、この法改正により一部条文が追加及び削除されたため関係条例について改正をいたそうとするものでございます。

議案第3号 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、消防職員が育児休業または他の地方公共団体への派遣等から早期に所属復帰した場合に、一時的に定数に含めない期間について改正をいたそうとするものでございます。

議案第4号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告による給与制度の総合的見直しを踏まえ、平成27年度以降の給与について国及び千葉県に準じた改正をいたそうとするものでございます。

議案第5号 平成26年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の補正につきましては歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,840万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億6,840万6,000円といたそうとするものでございます。

歳入の補正は、県支出金及び財産収入の増額、並びに財政調整基金繰入金及び組合債の減額を行うものでございます。

歳出の補正は、総務費の増額及び消防費の減額を行うものでございます。

以上、本臨時会に提案いたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては担当者から説明をいたさせますので、何とぞ慎重にご審議のうえ可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長(桐生政広) 提案理由の細部の説明を求めます。

次長。

(次長 高橋秀樹 登壇)

○次長(高橋秀樹) 消防本部次長の高橋秀樹でございます。提案理由の細部の説明をさせていただきます。

議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてござ

いますが、行政手続法の一部を改正する法律が平成 26 年 6 月 13 日に公布されたことから、条例等を根拠とする処分等の制度について新たに規定をいたそうとするものでございます。

改正内容といたしましては、条例中の字句の整理をいたすほか第 33 条におきまして相手方に示す事項を第 2 項として加え、第 34 条の 2 におきまして行政指導の中止等の求め、第 35 条の 2 におきまして処分等の求めについて新たに規定をいたそうとするものでございます。

施行期日につきましては、平成 27 年 4 月 1 日から施行をいたそうとするものでございます。

次に議案第 2 号 佐倉市八街市酒々井町消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成 26 年 5 月 14 日に公布されたことから所要の改正をいたそうとするものでございます。

第 1 条につきましては、佐倉市八街市酒々井町消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の第 3 条に、職員の休業の状況を加えようとするものでございます。

施行期日につきましては、平成 27 年 4 月 1 日から施行をいたそうとするものでございます。

続きまして、第 2 条につきましては佐倉市八街市酒々井町消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の第 3 条に職員の退職管理の状況及び職員の人事管理の状況を加え、同条中の職員の研修及び勤務成績の評定の状況を職員の研修の状況に改めようとするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から 2 年を超えない範囲において政令で定める日から施行をいたそうとするものでございます。

続きまして、第 3 条から第 5 条の職員の勤務時間休暇等に関する条例、佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例及び職員の旅費に関する条例につきましては、各条例において引用する地方公務員法の条文に相違が生じることに伴い必要な改正をいたそうとするものでございます。

改正内容といたしましては、各条例の第 1 条中の第 24 条第 6 項を第 24 条第 5 項に改めようとするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から 2 年を超えない範囲において政令で定める日から施行をいたそうとするものでございます。

次に議案第 3 号 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、消防職員が育児休業又は他の地方公共団体への派遣等から早期に復帰した場合、6 月を超えない期間に限り定数には含めないと規定しておりますが、この場合 6 月を超えると一時的に定数が超過するおそれがあるため、これに対応できるよう改正をいたそうとするものでございます。

改正内容といたしましては、第 3 条第 2 項中の 6 月を 1 年に改めようとするものでございます。

施行期日につきましては、平成 27 年 4 月 1 日から施行をいたそうとするものでございます。

次に議案第 4 号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告による給与制度の総合的な見直しを踏まえ、平成 27 年度の佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与について、国及び千葉県に準じて所要の改正をいたそうとするものでございます。

改正の内容といたしましては、地域手当を現行の 100 分の 6 の支給割合を平成 30 年 4 月 1 日までに 100

分の9にいたそうとするものでございますが、平成27年度については100分の7とし、平成28年度以降は国、千葉県及び構成市町の率を踏まえて改正をいたそうとするものでございます。

続きまして勤務1時間あたりの給与額についてでございますが、手当等を算定する際の前提となる職員の年間労働時間について現在は祝日等が含まれておりますが、労働基準法の趣旨を踏まえ労働時間から祝日等を差し引こうとするものでございます。

続きまして勤勉手当についてでございますが、支給割合の0.825月を0.75月に改め、再任用職員の0.375月を0.35月に改めようとするものでございます。

続きまして給料表についてでございますが、給料表の2級から8級まで、級に応じ1.37パーセントから3.01パーセントの範囲で月額を引き下げようとするものでございます。

続きまして附則第4項の55歳を超える職員の給与等の減額措置についてでございますが、平成30年3月31日をもって廃止をいたそうとするほか、附則第5項及び第6項において第4項に該当する職員の手当の支給割合を改正いたそうとするものでございます。

施行期日につきましては、平成27年4月1日から施行をいたそうとするものでございますが、経過措置といたしまして給料表におきましては改正後の給料表を適用した場合、改正前の給料表の月額に達しない職員は平成30年3月31日までの間、その差額に相当する額の支給をいたそうとするものでございます。

また、地域手当におきましては平成30年3月31日までの間、改正後の第10条第2項の100分の9とあるのは、100分の9を超えない範囲で規則で定める割合にいたそうとするものでございます。

次に議案第5号 平成26年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、補正予算書の6ページをご覧ください。

2の歳入でございますが、4款1項1目県補助金を35万1,000円増額し1,263万4,000円にいたそうとするもので、災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車購入事業における補助基準額の改正によるものでございます。

続きまして5款1項1目利子及び配当金を17万8,000円減額し、2万2,000円にいたそうとするもので財政調整基金預金利子の確定によるものでございます。

続きまして5款2項1目物品売り払い収入の54万円は、更新前に佐倉消防署に配置されていたはしご付消防自動車の売り払い額の確定によるものでございます。

続きまして7款1項1目財政調整基金繰り入れ金を2,381万5,000円減額し、4,400万円にいたそうとするものでございます。

続きまして10款1項1目組合債を530万円減額し2億8,620万円にいたそうとするもので、消防車両の整備事業及び消防庁舎改修の事業費確定等によるものでございます。

次に3の歳出でございますが、7ページをご覧ください。

2款1項1目一般管理費を36万3,000円増額し109万4,000円にいたそうとするもので、内容につきましては財政調整基金預金利子及びはしご付消防自動車の売り払い分を説明の欄に記載のとおり、財政調整基金へ積立てをいたそうとするものでございます。

続きまして3款1項1目常備消防費を2,766万5,000円減額し38億2,421万9,000円にいたそうとする

もので、内容につきましては説明の欄に記載のとおり、酒々井消防署の高規格救急自動車及び佐倉消防署の災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車購入事業の確定並びに人件費剰余分によるものでございます。

続きまして3款1項2目庁舎建設費を110万円減額し1億6,247万7,000円にいたそうとするもので、内容につきましては説明の欄に記載のとおり、神門出張所庁舎増改築工事の地質調査委託事業の見送りによるものでございます。

以上で提案理由の細部の説明を終わりにさせていただきます。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（桐生政広） 議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（桐生政広） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（桐生政広） 議案第2号 平成27年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号 平成27年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算について採決いたします。
お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（桐生政広） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（桐生政広） 議案第3号 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防職員定数条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（桐生政広） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（桐生政広） 議案第4号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（桐生政広） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（桐生政広） 議案第5号 平成26年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桐生政広） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第5号 平成26年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（桐生政広） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本議会に付議されました案件は終了いたしました。

◎閉会の宣言

○議長（桐生政広） 以上をもちまして、平成27年3月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会を閉会いたします。

（午後 3時06分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 桐 生 政 広

署名議員 湯 淺 祐 徳

署名議員 福 田 守